

学校施設使用の手引き書

使用者はこの手引き書に記載の内容に従い、正しい手続きのもと、学校施設を使用してください。

手引き書に記載の事項を守られない団体には、学校施設の使用を制限する場合がありますのでご了承ください。

七尾市教育委員会

令和8年3月

1. 利用者の皆様へ

七尾市では、スポーツ推進の一環として、市立学校の体育施設を学校教育に支障がない範囲で、市民の皆様へ開放しています。「学校は、子どもたちの学習の場であり、生活の場」であることをご理解いただき、それぞれの利用者、利用団体が気持ちよくスポーツを楽しめる場として、社会的な規範や慣習に則った利用をお願いします。

2. 使用できる団体

下記以外の団体。

3. 使用できない団体

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とした使用と認めるとき。
- (3) 施設又は器具を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収するものであるとき。（教育委員会が適当と認めるものは除く。）
- (5) 宗教的な活動のための使用するとき。
- (6) 特定の政党その他政治団体等の利害を目的とするとき。
- (7) 学校教育に支障があるとき。
- (8) 教育委員会が不適當であると認めたとき。

4. 使用料の減免対象者

- (1) 七尾市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) 七尾市教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (3) 市内のPTAが学校教育の目的のための行事に使用するとき。
- (4) 市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の教育活動に使用するとき。
- (5) 七尾市認定地域クラブ活動として認定された団体が使用するとき。
- (6) 営利を目的としない団体(任意により結成された団体を含み、共通の目的を達成するため5人以上で構成される団体名を有した団体)が文化及び体育振興を目的に使用したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認めたとき。

5. 部活動の地域展開に伴う優先利用

現在、七尾市では、「部活動の地域展開」に伴い、中学校施設の利用について、七尾市が認定した認定地域クラブ活動の団体を一部優先させていただきます。

6. 使用可能時間

月～金曜日 17:00～21:30

土・日曜日 9:00～21:30

※中学校体育施設については、認定地域クラブ活動の団体の優先利用の時間帯があり、下記の時間帯で利用をお願いいたします。

	月	火	水	木	金	土	日
認定地域 クラブ			16:00～ 21:30			9:00～ 17:30	
一般開放	18:30～ 21:30	18:30～ 21:30	使用不可	18:30～ 21:30	18:30～ 21:30	18:00 ～21:30	9:00～ 21:30

7. 学校閉庁期間（リフレッシュウィーク）

県内全公立学校では、夏季休業期間の旧盆を含む1週間を「リフレッシュウィーク」に設定することとなっており、この期間、学校施設は一切使用できません。

詳細な日程は、市教育委員会にご相談ください。

8. 使用方法について

施設を使用するときや定期的に施設を使用したいときは、下記の枠内の手続きを行ってください。使用申請は必ず事前に行い、無許可で使用することがないようにしてください。

① 申請書を使用する学校に提出（使用日の3か月前～1か月前まで）

【七尾市立学校施設使用許可（兼使用料減免）申請書】

- ・まとめて申請できるのは3か月まで
- ・使用する施設ごとに提出

【七尾市立学校施設使用団体登録申請書】または【七尾市認定地域クラブ活動認定通知書】

- ・学校施設を定期的に使用する団体は、年度初回の使用申請時に併せて提出
- ・団体の内容（代表者、活動日時、メンバー等）に変更があった場合も速やかに提出



② 学校が申請内容及び空き状況を確認し、七尾市教育委員会が許可及び使用料の減免



③ 学校から許可書を受け取り、学校施設を使用

- ・施設の鍵を借りる時間帯や返却方法を事前に学校に確認し、指示に従う
- ・許可を受けた（申請書に記載した）日時以外は使用不可

9. 注意事項

注意事項をご確認いただき、使用場所が学校教育施設であることをご理解の上ご利用ください。また、団体内での注意事項の周知を徹底するようお願いいたします。

(1) 学校敷地内は禁煙

- ・火災の原因となる火気・危険物等の持ち込みは固く禁じます。
- ・学校施設内での喫煙・冬季使用の際のストーブ等の持込や、出火原因となる危険物の持ち込みは固くお断りします。

(2) 施設破損のおそれのある危険行為は禁止

- ・ボールを壁に投げつけたり蹴ったりしないこと。施設の破損につながるような硬いボールや備品は使用しないでください。（壁・掲示板および掲示物・警報機・電気コードの差込口・防護ネットなどに注意）
- ・故意または過失により施設に破損が生じた場合は、学校に連絡すること。

(3) 利用マナーを遵守し、管理員の指導には従うこと

- ・終了後は清掃し、元の状態に戻すこと。（床・防護ネット・トイレ・出入り口付近等）
- ・ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱や校地内には捨てないこと。
- ・節電・節水に努め、消灯、施錠、忘れ物に気をつけること。（特に夏季期間についての節電にご協力ください）
- ・屋外で使用したシューズや備品等を体育館内で使用しないこと。（床を傷めます）

10. 根拠法令等

(1) 七尾市立学校施設使用条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 84 号）

(2) 七尾市立学校施設使用条例施行規則（平成 16 年 10 月 1 日教育委員会規則第 13 号）

(3) 公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）（6 文科教第 2074 号令和 7 年 3 月 26 日）

別表

学校名	対象施設	備考
小丸山小学校 (☎52-5432)	体育館	1面
	グラウンド	照明有(1時間につき1,000円)
山王小学校 (☎53-0586)	体育館	1面
	グラウンド	
天神山小学校 (☎52-5201)	体育館	1面
	グラウンド	
朝日小学校 (☎57-1540)	体育館	1面
	グラウンド	照明料(1時間につき1,000円)
※朝日小学校に隣接する南部体育館については、徳田地区コミュニティセンターにお問い合わせください。(TEL:57-1252)		
東湊小学校 (☎52-3149)	体育館	1面
	グラウンド	照明有(無料)
石崎小学校 (☎62-2072)	体育館	1面
	グラウンド	
和倉小学校 (☎62-2070)	体育館	1面
	グラウンド	
田鶴浜小学校 (☎68-3111)	体育館	1面
	グラウンド	照明有(1時間につき1,000円)
中島小学校 (☎66-0055)	体育館	1面
	グラウンド	
能登島小学校 (☎84-1260)	体育館	1面
	グラウンド	照明有(1時間につき1,000円)
七尾中学校 (☎53-7705)	体育館	メインアリーナ(2面)・サブアリーナ(1面)
	剣道場	
	卓球場	
	グラウンド	照明有(1時間につき1,000円)
	テニスコート	6面 照明有(1時間につき1,000円)
	ソフトボールグラウンド	
七尾東部中学校 (☎53-0812)	体育館	2面
	格技場	
	グラウンド	
	野球場	
	テニスコート	4面
能登香島中学校 (☎62-2837)	体育館	第1体育館(2面)
	グラウンド	照明有(1時間につき1,000円)
	相撲場	
中島中学校 (☎66-0029)	体育館	1面
	グラウンド	照明料(1時間につき1,000円)